彦根市観光駐車場指定管理者募集要項

1　対象施設の概要

(1)　駐車場

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | いろは松駐車場 |
| 施設の所在地 | 彦根市尾末町1番51号 |
| 面積 | 2,544㎡ |
| 収容台数 | 大型車　30台 |
| 供用時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 開設期間、休日等 | 無休 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 二の丸駐車場 |
| 施設の所在地 | 彦根市金亀町4番33号 |
| 面積 | 2,895㎡ |
| 収容台数 | 普通車　60台 |
| 供用時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 開設期間、休日等 | 無休 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 桜場駐車場 |
| 施設の所在地 | 彦根市金亀町3番28号 |
| 面積 | 4,095㎡ |
| 収容台数 | 普通車　70台 |
| 供用時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 開設期間、休日等 | 無休 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 本町駐車場 |
| 施設の所在地 | 彦根市本町二丁目19番地1 |
| 面積 | 605㎡ |
| 収容台数 | 大型車　6台 |
| 供用時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 開設期間、休日等 | 無休 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 松原駐車場 |
| 施設の所在地 | 彦根市松原町515番地8 |
| 面積 | 1,150㎡ |
| 収容台数 | 普通車　80台 |
| 供用時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 開設期間、休日等 | 条例第4条第2項に基づき市長が定める期間 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 京橋口駐車場 |
| 施設の所在地 | 彦根市本町二丁目1番45号 |
| 面積 | 8,813.5㎡ |
| 収容台数 | 普通車　160台　　身障者用　4台  大型車　10台 |
| 供用時間 | 普通車：午前零時から午後12時まで  大型車：午前8時30分から午後5時まで |
| 開設期間、休日等 | 無休 |

**※令和7年12月定例会において、彦根市観光駐車場条例に定める管理対象施設および**

**供用時間について、表のとおりに改定を行うことを前提とする**

(2)　その他　上記駐車場に付帯する施設（管理事務所、休憩所、トイレ、植栽など）

(3)　関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合は、それらを遵守することとする。彦根市観光駐車場条例および彦根市観光駐車場条例施行規則のほか、特に以下の法令等を遵守する必要がある。

* 地方自治法
* 労働基準法を含む労働関係法令
* 個人情報の保護に関する法律および個人情報の保護に関する法律施行規則
* 彦根市行政手続条例
* 彦根市情報公開条例および彦根市情報公開条例施行規則
* 彦根市財務規則
* 消防法その他建築物の管理に関して必要な法令
* 彦根市地域防災計画
* 彦根市文化財保護条例および彦根市文化財保護条例施行規則
* その他施設に適用される法令等

2　指定管理者が行う業務の概要

(1)　彦根市観光駐車場(上記1に記載する施設。付帯施設を含む。)の運営および維持管理に関すること。

(2)　施設の適正な維持管理のための別添仕様書に記載する業務に関すること。

(3)　指定管理者としての業務は、一括して第三者に再委託することはできない。

3　運営方針(選定の基準)

(1)　平等な利用の確保

(2)　利用者へのサービス向上

(3)　施設の維持管理

(4)　利用者の安全確保

(5)　管理を安定して行うことができる経営規模や経営能力

(6)　施設の効用の最大限の発揮

(7)　彦根市観光駐車場条例および彦根市観光駐車場条例施行規則ほか関係法令の遵守

(8)　個人情報保護と適正な情報公開への対応

(9)　利用者の意見等の把握による改善措置

(10)　その他市長が必要あるいは適当と認める事務・事業の履行

4　指定管理者が行う業務の範囲

(1)　駐車場の供用に係る業務に関すること。

(2)　駐車の拒否、出場の命令および利用の休止に関すること。

(3)　駐車場の施設および設備の維持管理(清掃、小規模修繕等を含む。)に関すること。

(4)　リサーチによる利用者の実態把握に関すること。

(5)　施設の利用促進に関すること。

(6)　その他施設の適正な管理運営に必要な業務

　　　なお、具体的な業務の範囲および内容は、別添仕様書による。

　　　また、指定管理者を決定する市議会の議決後、協定を締結するものとする。

5　利用料金制

本指定管理施設には、利用料金制は採用しない。

6　指定期間

　令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

7　指定管理料

　市は、指定管理者に施設の管理運営費用として「指定管理料」を支払う。

(1)　基準額

3年間相当分として消費税および地方消費税負担分を含み121,500,000円とし、1事業年度における「基準額」は40,500,000円(消費税込)とする。

基準額を上回る価格提案は認められない。

（2)　収入下限額

　　使用料に係る収入下限額は1事業年度115,000,000円とする。

　　収入下限額を下回る価格設定は認められない。

8　会計年度

　原則として会計年度は4月1日から翌3月31日とし、予算の範囲内で指定管理料を支払う。詳細は指定後に締結する協定で定める。

9　応募資格

　応募資格は次の条件を満たす団体に限る。

(1)　団体またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと**。**

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ　彦根市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

オ　彦根市および彦根市以外において、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受けたことがある者

カ　彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者(候補者)として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から5年を経過しない者

キ　会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者

ク　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

ケ　暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体

コ　暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体

サ　政治団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)

シ　宗教団体(宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)

ス　彦根市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者

セ　国税および地方税を滞納している者

(2)　団体またはその代表者が地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。

(3)　観光駐車場の管理運営を行う上で人的および物的管理能力がある団体

(4)　観光駐車場の管理運営を行う上で観光施策を理解し、協力的である団体

10　協定の変更

　駐車場の一部または全部の供用を廃止または休止するなど供用に制限が生じた場合は協定の変更をすることがある。

11　その他

　指定管理者が行う施設管理の適正を期すために、本市が行う指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命じることがある。

12　提出期間

　令和7年10月7日(火)から令和7年10月14日(火)まで(土、日、祝日は除く。)

受付時間は9時から16時45分までとし、彦根市観光文化戦略部観光交流課まで応募書類を持参すること。(郵送による提出は不可とする。)

　なお、提出期間経過後において、提出された書類の内容を変更することはできない。

　また、応募書類に虚偽の記載があった場合、もしくは提出すべき必要書類が欠如している場合は、失格とする。

13　選定に関する事項

(1)　選定スケジュール

ア　公募の周知および募集要項等の配布：令和7年9月26日(金) ～ 10月14日(火)

イ　公募要項に関する質問の受付期間：令和7年9月26日(金) ～ 10月1日(水)

ウ　質問の回答日：令和7年10月6日(月)

エ　申請書の受付期間：令和7年10月7日(火) ～ 10月14日(火)

オ　選定（書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング）：令和7年10月中旬

カ　選定結果の公表：令和7年10月下旬

キ　指定管理の指定・協定締結：令和8年1月下旬

(2)　 公募要項に関する質問の受付

　 ア　期間：令和7年9月26日(金) ～ 10月1日(水)

　 イ　受付方法

　　 別紙「質問書」に記入の上、電子メールで観光交流課まで送付すること。

　 ウ　送付先

　　 問い合わせ先と同じ

　 エ　質問の回答方法

　　 市のホームページで13(1)ウの日に公表する。

　　　　（質問者への個別回答は行わない。）

14　提出書類

　　公募要項、申請に必要な書類の様式等は、観光交流課窓口での配布および彦根市ホー

　ムページ（https://www.city.hikone.lg.jp/）からダウンロードの方法によるインター

　ネットによる配布を行う。

(1)　指定申請書(別記様式1)

(2)　事業計画書(別記様式5)

(3)　管理業務の提案書

(4)　団体であることを証する書面

(5)　団体またはその代表者が欠格事項に該当しないことを証する書面

申立書、代表者の身分証明書(本籍地の市町村で交付されたもの)

各税の納税証明書等

(6)　団体の人員数、資産の内訳とその経営規模および能力に関する書類(労働者災害補償保険や雇用保険等の社会保険に加入していることが分かる書類、金融機関の預金残高証明、および借入金残高の証明できるもの)

(7)　管理に関する業務の収支予算書

(8)　定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類

(9)　設置趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要が分かるもの

(10)　団体の概要書および応募資格を有していることを証する書類

(11)　団体の経営(運営)状況を説明する書類

(12)　その他、本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

15　提出部数

　正本1部、副本15部

16　選考方法および選定基準

(1)　選考基準および配点

　　別表「彦根市公の施設に係る指定管理者選定基準表」のとおり

(2)　選定方法

　　彦根市観光文化戦略部指定管理者候補者選定委員会において書類審査、プレゼンテーションおよび選考委員によるヒアリングを実施し優秀提案者を選定する。

17　選考結果のお知らせ

　応募者全員に文書にて通知する。

18　その他

(1)　この施設に対して複数の申請を行うことはできない。

(2)　この申請に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(3)　申請書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公募や選定に係る公表をする

　　場合やその他市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部または一部を無償で使

　　用できるものとする。

(4)　申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用い

　　る提案があり、これらを用いた結果生じる事象に係る責任は、全て応募者が負うこと。

(5)　申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6)　申請の辞退は、選定委員会開催の前日までに限り書面をもって行うことができる。

　　 ただし、この場合においても申請書類は返却しない。

(7)　再度の選定について

　　 次の場合は、再度の選定を行うことがある。

　　　 ア　応募がなかった場合

　　　 イ　応募があったものの適切な提案がなく、候補者が選定できない場合

　　　 ウ　選定の結果を通知した後に指定管理者に指定できない次のような事態が生じ

　　　　　た場合

　　　　　①　議会において指定議案が否決されたとき。

　　　　　②　指定管理者（候補者）が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や

　　　　　　存在をなくしたとき。

　　　　　③　応募資格がなかったことが判明したとき。

　　　　　④　指定管理者（候補者）が提出した書類の内容に虚偽があることが判明した

　　　　　　したとき。

　　　　　⑤　辞退（ただし、市が真にやむを得ないと認める理由に限る。）

19　申請書の提出先および問い合わせ先

彦根市観光文化戦略部観光交流課

〒522-8501　彦根市元町4番2号

電話：0749-30-6120　　FAX：0749-24-9676

メールアドレス：kanko@ma.city.hikone.shiga.jp